

「みえ中小企業振興推進協議会」について

(案)

(設置の目的)

- ・地域の事情に応じた中小企業振興を具体的かつ計画的に推進するため、関係者が一堂に会し、議論を行う場

(構成メンバー)

- ・条例第3条(責務・役割等)に掲げる関係機関
一 県、市町、中小企業関係団体、教育機関、金融機関、中小企業者 等

(議論の内容)

- ・条例の趣旨、目的を周知(第1回)
- ・人材育成、資金供給の円滑化、創業・事業承継の促進、海外展開など中小企業振興の共通テーマ※について、どのように進めていくか、解決していくか
※「みえ中小企業振興推進協議会準備会」を置き、地域の実情に応じて議論していきたい中小企業振興の共通テーマを決める
- ・個々の中小企業の課題把握、解決策の検討

(開催頻度)

- ・年1～2回の開催を想定 ※地域の意向を尊重

(その他県が主体的に行う事業に対する協議事項)

- ・事業者に対し、条例の趣旨、県・国等の施策を周知するため、関係機関と連携したキャラバン隊設置の検討
- ・県民の理解と協力を図るための仕組みづくり
- ・「三重県経営向上計画」における支援体制の構築